表制や民法の規定による所有者不明土地管理制度等の活用を通じ、組合員資格の整序化を図る。あわせて、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に適切に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進するなどの観点から、准組合員制度[33]の活用を推進する。

また、多面的機能支払制度の活動組織にとどまらず、土地改良に関わる建設業者等を始めとした、施設の維持管理に協力する個人・法人の参画を得て、組合員が減少する中でも施設を保全できる体制を構築する観点から、施設管理准組合員制度[34]の活用を推進する。

これらの取組を推進し、土地改良区の運営体制の強化を図るため、国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会による土地改良区運営基盤強化協議会を組織してきており、土地改良区ごとの課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かい支援を実施する。

３　技術開発の促進と普及、人材の育成

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加等の情勢変化や課題に対応し、本計画で掲げた政策目標の達成に資するため、スマート農業、AI 等を活用した高度な施設保全管理、豪雨・地震に備えた危険度の予測や情報発信・共有のためのシステム等に係る技術開発を推進する。また、その円滑な導入・普及に向けた産学官の連携、研修、技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を推進する。

くわえて、国、都道府県、市町村、教育機関、研究機関、民間企業、土地改良事業団体連合会等が連携し、農業農村工学技術者の育成を推進する。その際、維持管理の効率化・高度化等に向けた最新技術を現場で活用できる人材や、現場での経験の蓄積を通じ、地域の特性に応じた様々な施策を講ずることができる人材を育成する。また、幅広い分野・世代から人材を確保する取組を推進する。

これらの技術開発や人材の育成・確保に係る取組を計画的かつ効果的に推進するため、新たな技術開発計画を令和８年度中（2026 年度中）に策定する。

[33] 土地改良区において、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格を有しないものを准組合員とすることができる制度。准組合員は、賦課金等の一部を負担するとともに総会における意見陳述が可能となっている。

[34] 土地改良施設の管理を行う土地改良区において、土地改良施設の管理に関連する活動を行うもの（団体・個人）を施設管理准組合員とすることができる制度。土地改良区は施設管理准組合員に施設の管理への協力を求めることができるとともに、施設管理准組合員は総会における意見陳述が可能となっている。

また、世界的に食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業用水の効率的な利用に加え、気候変動等の地球規模課題に対応した農業農村開発の推進が求められている。このため、国際会議等において、国際機関とも連携し、水田農業における効率的な水利用、多面的機能の発揮等について発信を強化するとともに、官民で連携し、我が国が知見を有する気候変動への適応・緩和を両立した農業農村開発方策、インフラ技術・製品等の海外展開を促進する。さらに、これらの取組を一層推進していくために、二国間及び多国間での技術交流、海外への人材派遣を通じ、水田農業国を中心とした関係国・地域との連携を一層強化していく。

４　入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

土地改良事業の円滑な執行に当たっては、多様な入札契約制度を活用しつつ、適正価格による契約を推進し、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る。

また、建設業の担い手の育成・確保、品質の確保、資材価格の上昇等に対応するため、

① 余裕期間の確保を含めた適正な工期設定、週休２日の確保等による長時間労働の是正、女性・若者の技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、高騰する労務単価、資材価格等の最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保等の働き方改革の推進

② 情報化施工の導入促進や、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における３次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性向上

③ 価格以外の多様な要素を勘案し、総合的に価値の最も高い資材等の採用に努めるとともに、これに必要な費用を適切に反映した予定価格の適正な設定

④ 社会情勢の変化に対応した Web 会議の活用、立会・検査における遠隔確認等の取組を推進する。

５　関連施策や関係団体との連携強化

土地改良事業を円滑に実施する観点から、地域計画の枠組みを通じ、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地の集積・集約化を進め、所有者不明農地の発生を抑えることが重要である。その上で、所有者不明農地が土地改良事業の円滑な実施及び土地改良区運営に支障を来している場合には、関係省庁が連携しつつ、令和５年（2023 年）４月施行の改正民法により創設された所有者不明土地管理制度等を活用することで、その解消を図る。

また、土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営